

令和4年9月26日
中部地方整備局

公契約関係競売等妨害に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名 : 株式会社 浅沼組
業者の住所 : 大阪府大阪市浪速区湊町1-2-3 マルイト難波ビル
- 指名停止措置期間 : 令和4年9月26日から令和4年10月25日まで(1ヵ月)
- 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内
- 事 実 概 要
(株)浅沼組の元千葉営業所長が、千葉縣市川市発注の市立塩浜学園の取り壊し工事を巡り、入札に関する情報を不正に入手して落札し公正な入札を妨害したとして、公契約関係競売等妨害の疑いで、令和4年7月26日に千葉県警に逮捕された。
- 指名停止措置理由
有資格業者である(株)浅沼組の元千葉営業所長が、公契約関係競売等妨害の疑いで逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等措置要領別表第2第8号口」に該当する。
よって、本件の指名停止期間は、1ヵ月とする。

<指名停止措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはイに掲げる場合に限る。)が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。) イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員 <u>ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員</u>	逮捕又は公訴を知った日から 2ヵ月以上12ヵ月以内 <u>1ヵ月以上12ヵ月以内</u>

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先	総務部 契約課長	早川 保弘	電話番号(052)953-8138
	建設専門官	田川 慎二	